

報告第2号

専決処分事項の報告について（愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要性が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。



専決第10号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、専決処
分する。

令和5年12月4日

愛西市長 日 永 貴



愛西市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

愛西市空家等対策協議会条例（平成30年愛西市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第2条第1号中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月13日から施行する。